

株 主 各 位

大阪市中央区安土町三丁目5番12号
内外トランスライン株式会社
代表取締役社長 常 多 晃

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成30年3月22日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアール大阪 2階 安土の間

株主総会会場にご来場くださる株主様とご来場がむずかしい株主様との公平性等を勘案し、本年より株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第38期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役2名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人によるご出席の場合は、委任状並びに本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（定款の定めにより、代理人の資格は当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただいております。）
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項に修正の必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ntl-naigai.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営基盤の強化と今後の事業展開を勘案して、内部留保にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施いたしました第2四半期末（中間）配当15円を含め、1株につき32円となります。

1. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 400,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 400,000,000円

2. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金17円 総額164,848,677円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年3月26日

第2号議案 取締役2名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役太田達雄氏が辞任いたします。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役を1名増員し、取締役2名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本總會において選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了するまでとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>【新任】</p> <p>ひがし ひろ なお 東 宏 尚 (昭和34年5月13日)</p>	<p>平成23年2月 当社入社、航空事業部長 平成25年6月 当社執行役員航空事業部長 平成26年8月 当社執行役員航空事業部長、東京支店長 現在に至る</p>	一株
<p>【取締役候補者の選任理由】</p> <p>東宏尚氏は、大手総合物流サービス会社での豊富な経験と経営管理知識を活かし、当社入社以来航空輸送事業の立上げと拡大及び関東圏における重要な営業拠点である東京支店の統括に重要な役割を果たしており、取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p>【新任】</p> <p>こじま よし ひろ 小 嶋 佳 宏 (昭和39年10月19日)</p>	<p>平成14年4月 当社入社 平成17年10月 当社横浜支店長 平成18年4月 当社東京営業部次長 平成19年6月 NTL-LOGISTICS(HK)LIMITED (現社名 内外特浪速運輸代理(香港)有限公司) Managing Director 平成20年4月 当社東京営業部長 平成22年4月 当社執行役員東京営業部長 平成23年4月 当社執行役員東京輸出営業部長 平成25年2月 当社執行役員、フライングフィッシュ株式会社代表取締役社長 現在に至る</p>	5,200株
<p>【取締役候補者の選任理由】</p> <p>小嶋佳宏氏は、大手船舶会社での経験を活かし、当社入社以来営業部門の第一線で売上拡大に貢献し、また香港現地法人及び国内子会社で代表者として経営管理を担い、当社グループの基盤拡大に重要な役割を果たしており、取締役候補者いたしました。</p>			

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
藤井保孝 (昭和25年11月12日)	昭和44年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成11年4月 同行鶴橋支店長 平成12年6月 同行東大阪BSP部長 平成14年12月 同行退行 平成15年4月 宝印刷株式会社入社 大阪支店営業部長 平成26年4月 同社顧問 平成27年11月 同社退社 現在に至る	一株
【補欠監査役候補者の選任理由】 藤井保孝氏は、金融、経済に精通した豊富な知識とディスクロージャー支援会社で培われたディスクロージャー全般にわたる優れた見識を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤井保孝氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。藤井保孝氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成18年3月17日開催の第26期定時株主総会において、年額3億円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額5,000万円以内といたします。なお、本議案をご承認いただいた場合、譲渡制限付株式の付与のための報酬額と合わせた取締役の報酬額の合計は年額3億円以内となり、報酬等の額の総額について変更は行わないものといたします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より5年間から20年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役であったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に消費者マインドの緩やかな回復基調が続きましたが、欧米の政治的リスクやアジアにおける地政学的リスクの高まりなどにより、先行き不透明な状況で推移いたしました。

一方、当社業績に大きな影響を及ぼすわが国の貿易実績に関しては、当連結会計年度において、輸出入ともに前年を上回って推移し、当社グループの主力地域である中国、アジア向けが大きく回復いたしました。(財務省貿易統計)

このような状況の下、当社グループの業績につきましては、単体では、輸出入ともに取扱量が前連結会計年度を上回り、国内子会社の株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパン、フライングフィッシュ株式会社並びに海外子会社の内外銀山ロジスティクス株式会社の売上、利益が前連結会計年度を大幅に上回ったことにより増収増益となりました。

以上により、当連結会計年度の連結売上高は21,709百万円(前連結会計年度比8.7%増)、営業利益は1,500百万円(同14.6%増)、経常利益は1,588百万円(同19.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,192百万円(同171.8%増)と、売上高、利益とも前連結会計年度を上回りました。

② セグメント別概況

(日 本)

日本における国際貨物輸送事業の当連結会計年度における売上高は、単体の輸出入売上が混載輸送及びフルコンテナ輸送においていずれも増加し、国内子会社の2社も前連結会計年度に比べ増収となり、また、セグメント利益(営業利益)においても同様に増益となりました。

この結果、売上高は14,557百万円(前連結会計年度比6.8%増)となり、セグメント利益(営業利益)は923百万円(同11.7%増)と増収増益となりました。

(海 外)

当社グループはアジア地域及び米国に連結子会社10社を有しており、これらの海外子会社では日本からの貨物の取扱が主な売上高となります。当連結会計年度における海外売上高は、内外銀山ロジスティクス株式会社の売上寄与等により増収となり、また、セグメント利益（営業利益）においても同様に増益となりました。

この結果、売上高は7,151百万円（前連結会計年度比12.7%増）となり、セグメント利益（営業利益）は601百万円（同18.6%増）と、増収増益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は68百万円であり、その主なものは、当社のシステム導入・改修、NTL-LOGISTICS (INDIA) PRIVATE LIMITEDのトラック購入及び内外銀山ロジスティクス株式会社の倉庫内備品購入等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境を展望すると、我が国経済は堅調に推移しており、また、当社業績に影響の大きい貿易面においても、中国、アジアを中心に再び活況を呈し輸出入とも好調を持続しております。

しかしながら、2018年4月には邦船3社のコンテナ定期船事業統合会社の事業開始が予定されており、当社事業を取り巻く環境は大きな転機を迎えようとしております。また、人手不足等を背景とする国内輸送コストの高騰も顕著になっております。

このように、経営環境は依然として不透明でかつ厳しくなることが予測されますが、当社グループでは、現在、さらに事業領域を拡大することにより、国際総合フレイトフォワードナーへの変革に向け邁進しております。

とりわけ、重点戦略として、国際海上輸送に加え、複合一貫輸送、航空輸送事業、倉庫事業等に注力しており、倉庫部門においては2016年11月に事業開始した韓国釜山倉庫に続き、新たに海外倉庫の建設を計画し、複合一貫輸送についてもグループ会社を中心に取組を強化しております。

このように、推進中の「第3次中期経営計画」を着実に実行し、売上の拡大と売上総利益率の向上並びにコスト削減による利益の増加に努め、経営基盤の安定と業容の拡大を図ることを対処すべき課題と認識しております。

以上、上記諸課題の達成に向け全力を尽くす所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	20,094,846	22,657,638	19,979,142	21,709,231
経 常 利 益 (千円)	1,207,665	1,568,848	1,333,124	1,588,178
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	216,283	1,005,945	438,585	1,192,123
1株当たり当期純利益 (円)	20.22	94.72	45.23	122.94
総 資 産 額 (千円)	9,166,832	8,863,807	9,393,710	10,107,921
純 資 産 額 (千円)	6,977,606	6,786,262	6,856,034	7,974,350
1株当たり純資産額 (円)	643.94	664.32	664.35	773.19

(注) 当社は、平成27年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行いました。平成26年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
NTL NAIGAI TRANS LINE (S)PTE LTD.	20万 シンガポールドル	100.0%	国際貨物輸送事業
NTL NAIGAI TRANS LINE (THAILAND)CO.,LTD. (注2)	800万バーツ	49.0%	国際貨物輸送事業
PT. NTL NAIGAI TRANS LINE INDONESIA	20万米ドル	100.0% (5.0)	国際貨物輸送事業
上海内外特浪速運輸代理有限公司	100万米ドル	100.0%	国際貨物輸送事業
NTL NAIGAI TRANS LINE (USA) INC.	190万米ドル	100.0%	国際貨物輸送事業
NTL NAIGAI TRANS LINE (KOREA)CO.,LTD.	3億ウォン	100.0%	国際貨物輸送事業
内外特浪速運輸代理(香港)有限公司	800万香港ドル	100.0%	国際貨物輸送事業
NTL-LOGISTICS (INDIA) PRIVATE LIMITED (注3)	2,152,000 インドルピー	100.0% (36.5)	国際貨物輸送事業
株式会社ユーシーアイ エアフレイトジャパン	5,000万円	100.0%	国際貨物輸送事業
フライングフィッシュ 株式会社 (注4)	1 億円	100.0%	国際複合一貫輸送 事業
内外銀山ロジスティクス 株式会社	110億ウォン	70.0%	倉庫事業
内外特浪速国際貨運代理 (深圳) 有限公司	550万人民元	100.0% (100.0)	国際貨物輸送事業

- (注) 1. 議決権比率欄の(内書)は、間接所有比率であります。
2. 持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。
3. 平成29年12月12日付で資本金を2,152,000インドルピーへ増資いたしました。また、これに伴い間接所有比率が36.5%となっております。
4. 平成29年3月13日付で3億円増資と2億9,500万円減資を同時に行い、資本金は1億円に増加しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは国際貨物輸送事業並びにこれらの附帯業務を主な事業としております。

(8) 主要な事業所

① 当社

国内 本社 大阪市中央区
支店 東京、名古屋、神戸、横浜
営業所 福岡

② 子会社等

国内 株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパン
フライングフィッシュ株式会社
海外 上海内外特浪速運輸代理有限公司（中国）
NTL-LOGISTICS (INDIA) PRIVATE LIMITED（インド）
（上記のほか、アジア及びアメリカに8社があります。）

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
603名	38名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（アルバイト1名・派遣社員43名）は除いております。

(10) 主要な借入先及び借入額

金融機関からの借入金はありません。

なお、取引金融機関と融資限度額を決めたコミットメントライン契約（融資限度額31億円）を締結しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 32,000,000株

(2) 発行済株式の総数 9,696,981株
(自己株式1,001,019株を除く。)

(3) 株主数 11,147名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
	千株	%
合同会社エーエスティ	2,121	21.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	643	6.64
内外トランスライン従業員持株会	375	3.87
戸田 徹	315	3.25
株式会社みずほ銀行	280	2.89
株式会社ときわそば	250	2.58
日章トランス株式会社	232	2.39
ランコム株式会社	220	2.27
SICAV ESSOR JAPON OPPORTUNITES	189	1.95
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	178	1.84

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
一単元当たりの株式数 100株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	戸田 徹	
代表取締役社長	常多 晃	
専務取締役	大川 友子	
取締役	田中 俊光	
取締役	三根 英樹	経営企画部長
取締役	戸田 幸子	
取締役	太田 達雄	
取締役	武井 眞哉	
取締役	伊藤 嘉章	
常勤監査役	長谷川 豊	
監査役	川崎 裕朗	
監査役	敏森 廣光	

- (注) 1. 取締役武井眞哉氏並びに伊藤嘉章氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役川崎裕朗氏並びに敏森廣光氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役武井眞哉氏並びに伊藤嘉章氏、監査役川崎裕朗氏並びに敏森廣光氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
 4. 取締役伊藤嘉章氏は、イマジニアリング株式会社の社外監査役を兼職していましたが、平成29年12月26日付で退任しております。
 5. 当事業年度中に辞任した監査役

氏 名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
三木 一男	平成29年2月15日	社外監査役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針及び当該方針の内容

取締役の報酬等は株主総会で決定された取締役報酬枠内で、会社業績、世間水準、社員給与とのバランス及び担当、役務、権限と責任を考慮して取締役会で策定し、指名・報酬委員会の諮問を経たうえで決定しております。監査役の報酬等は、株主総会で決定された監査役報酬枠内で、監査役の協議にて決定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	
取締役	9名	167,936千円	(うち社外 2名 11,183千円)
監査役	4名	11,866千円	(うち社外 3名 5,250千円)
合計	13名	179,803千円	

(注) 取締役及び監査役の報酬は、第26期定時株主総会（平成18年3月17日）において、年間報酬総額を取締役300,000千円以内、監査役30,000千円以内と決議しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役伊藤嘉章氏は、イマジニアリング株式会社の社外監査役を兼職しておりましたが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	武井 眞哉	当事業年度に開催された取締役会には、18回中18回出席し、経営者としての経験と幅広い見識を活かし、適宜発言を行っております。
取締役	伊藤 嘉章	当事業年度に開催された取締役会には、18回中17回出席し、主に公認会計士としての専門的な知識と監査法人での経験を活かし、適宜発言を行っております。
監査役	川崎 裕朗	当事業年度に開催された取締役会には、18回中18回、また監査役会には24回中24回出席し、主に国際貨物輸送業界における長年の経験と知見を活かし、適宜発言を行っております。
監査役	敏森 廣光	就任後開催の取締役会には、16回中15回、また監査役会には22回中21回出席し、主に豊富な営業経験と国際ビジネス知識、経営者としての高い見識を活かし、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 33,000千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 | 33,000千円 |

- (注) 1. 会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、NTL NAIGAI TRANS LINE(S)PTE LTD、NTL NAIGAI TRANS LINE(KOREA)CO.,LTD.及び内外銀山ロジスティクス株式会社は、Ernst&Youngグループの現地監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月間（平成28年1月1日から平成28年3月31日）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由

- ・ 株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務処理を重大な虚偽のないものとして証明したため
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められたため

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は当社及び当社の子会社（以下「子会社」という。）における法令、定款及び社内規程の遵守を取締役及び使用人に周知徹底し、遵守させ、内部監査室による内部監査を実施する。
- ② 企業倫理の確立を目的として制定した経営倫理規程及び行動規範について、人事総務部が周知徹底のための活動を行う。
- ③ 法令違反行為等に関する相談または通報を受け付ける窓口として、「内部通報相談窓口（内部通報ヘルプライン）」を設置する。
- ④ 取締役は、法令違反及び社内規程に関する重大な違反等の事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、是正措置をとる。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令及び社内規程に従い、適切に保存、管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、必要に応じてそれぞれの担当部門が、リスク管理委員会と連携し、内容により弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、社内規程に従い、適切に管理する。
- ② リスク管理の観点から特に重要な案件については、リスク管理委員会で事前に審議を行った上で、取締役会に付議する。

4 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- ① 取締役会は、月に1回定時に開催する他、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定及び取締役、執行役員との職務執行状況の監督を行う。
- ② 各部門の現場責任者による事業推進会議を毎月定時取締役会の翌営業日に開催して、取締役会決定事項の徹底と各部門の能動的な経営参画意識醸成を図る。
- ③ 執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な職務執行を行う。

- 5 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社に対する報告に関する体制
当社は子会社の経営内容を的確に把握するために「関係会社管理規程」に当社に対して稟議及び報告する事項を定めて、適正な管理を行う。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社は、当社の「リスク管理委員会規程」に基づいてリスク管理を行い、必要に応じて当社の担当部署及びリスク管理委員会と連携して対処する。
 - ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は子会社の規模や事業特性を考慮して子会社を含めた当社グループの中期経営計画を策定する。
各子会社を担当する当社の取締役は、子会社の取締役等と密接に連携して必要な助言を行う。
 - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社は当社が定める「内部統制に関するグローバル規程」等に準じて「経営倫理規程」等必要な規程を定め、取締役等及び使用人に対して周知徹底させる。
当社の内部監査室は、業務の適正性に関し、子会社の内部監査を行う。当社の監査役は、業務監査を通じて子会社における業務の適正の確保を図る。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は職務遂行を補助すべき使用人を配置していないが、必要に応じて内部監査室等に協力を求め、または特定事項の調査を依頼することができるものとする。
 - ② 将来、監査役は補助者を配置する場合は、取締役は当該スタッフの取締役からの独立性を確保すべきことに留意し、監査役の同意を得て取締役会で補助者配置を決定する。また、監査役からの指示の実効性を確保するため、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとする。
- 7 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及びこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、法令違反、その他コンプライアンス違反及び不正行為の事実を知ったときは、速やかに当社の監査役に報告する。また、当社及び子会社は、これらの報告をした者に対してこれを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ③ 重要な決裁書類は、当社の監査役の閲覧に供する。

8 監査費用等の処理に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

9 監査役が実効的に行われることを確保する体制

- ① 監査役は、取締役会に出席する他、必要と認める重要な会議に出席する。
- ② 監査役は、月1回定時に監査役会を開催する他、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行う。
- ③ 監査役は、会計監査人より定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査室との連携を図ることで、効果的な監査業務を行う。

10 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築する。
- ② 内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

11 反社会的勢力排除に向けた体制

暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社は、取締役会、監査役会、事業推進会議、リスク管理委員会等の適切な開催及び内部監査や子会社への指導等により、上記の業務の適正を確保するための体制の運用に取組み、適切に運用されていることを確認しております。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	7,284,031	流動負債	1,695,686
現金及び預金	5,101,213	買掛金	1,058,640
売掛金	1,577,852	未払費用	193,017
貯蔵品	6,913	未払法人税等	223,288
繰延税金資産	49,390	賞与引当金	12,469
その他	558,427	その他	208,271
貸倒引当金	△9,767		
固定資産	2,823,889	固定負債	437,883
有形固定資産	1,988,751	長期未払金	80,750
建物及び構築物	1,444,301	繰延税金負債	44,160
機械装置及び運搬具	84,615	退職給付に係る負債	283,413
土地	374,514	その他	29,560
その他	85,320	負債合計	2,133,570
無形固定資産	165,894	(純 資 産 の 部)	
のれん	117,386	株主資本	7,177,730
ソフトウェア	35,740	資本金	243,937
その他	12,767	資本剰余金	233,937
投資その他の資産	669,244	利益剰余金	7,720,434
投資有価証券	201,848	自己株式	△1,020,578
差入保証金	247,897	その他の包括利益累計額	319,908
保険積立金	126,929	その他有価証券評価差額金	32,058
長期未収入金	307,466	為替換算調整勘定	291,805
繰延税金資産	32,176	退職給付に係る調整累計額	△3,954
その他	60,393	非支配株主持分	476,711
貸倒引当金	△307,466	純資産合計	7,974,350
資産合計	10,107,921	負債純資産合計	10,107,921

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		21,709,231
売上原価		15,719,507
売上総利益		5,989,724
販売費及び一般管理費		4,489,488
営業利益		1,500,235
営業外収益		
受取利息	23,510	
受取配当金	4,872	
不動産賃貸料	30,256	
為替差益	37,368	
その他	12,689	108,697
営業外費用		
支払利息	2,200	
不動産賃貸費用	4,773	
支払手数料	12,472	
その他	1,307	20,754
経常利益		1,588,178
特別利益		
固定資産売却益	289	
投資有価証券売却益	102,259	102,548
特別損失		
固定資産除売却損	736	736
税金等調整前当期純利益		1,689,990
法人税、住民税及び事業税	437,986	
法人税等調整額	32,048	470,034
当期純利益		1,219,956
非支配株主に帰属する当期純利益		27,832
親会社株主に帰属する当期純利益		1,192,123

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年1月1日残高	243,937	233,937	6,819,221	△1,020,526	6,276,569
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△290,910	－	△290,910
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	1,192,123	－	1,192,123
自己株式の取得	－	－	－	△52	△52
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	901,213	△52	901,161
平成29年12月31日残高	243,937	233,937	7,720,434	△1,020,578	7,177,730

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
平成29年1月1日残高	25,770	142,583	△2,735	165,618	413,846	6,856,034
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△290,910
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	－	－	1,192,123
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△52
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6,287	149,222	△1,219	154,290	62,864	217,154
当期変動額合計	6,287	149,222	△1,219	154,290	62,864	1,118,315
平成29年12月31日残高	32,058	291,805	△3,954	319,908	476,711	7,974,350

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

NTL NAIGAI TRANS LINE(S)PTE LTD.

NTL NAIGAI TRANS LINE(THAILAND)CO.,LTD.

PT.NTL NAIGAI TRANS LINE INDONESIA

上海内外特浪速運輸代理有限公司

NTL NAIGAI TRANS LINE(USA)INC.

NTL NAIGAI TRANS LINE(KOREA)CO.,LTD.

内外特浪速運輸代理(香港)有限公司

NTL-LOGISTICS(INDIA)PRIVATE LIMITED

株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパン

フライングフィッシュ株式会社

内外銀山ロジスティクス株式会社

内外特浪速国際貨運代理(深圳)有限公司

(2) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

NTL NAIGAI TRANS LINE(MYANMAR)CO.,LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社

非連結子会社の名称

NTL NAIGAI TRANS LINE(MYANMAR)CO.,LTD.

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

2. その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

有形固定資産その他 1～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の一定期間で均等償却を行っており、金額的に重要性のない場合は発生時の費用とすることとしております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部を除く連結子会社の退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額から年金資産による支給見込額を控除した金額を計上しております。

なお、連結子会社のうち1社においては、退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	464,402千円
2. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,100,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	3,100,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式				
普通株式(株)	10,698,000	－	－	10,698,000
自己株式				
普通株式(株)	1,000,988	31	－	1,001,019

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

 単元未満株買取による増加 31株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年3月24日 定時株主総会	普通株式	145,455	15.00	平成28年12月31日	平成29年3月27日
平成29年7月28日 取締役会	普通株式	145,455	15.00	平成29年6月30日	平成29年9月5日

② 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年3月23日 定時株主総会	普通株式	164,848	利益剰余金	17.00	平成29年12月31日	平成30年3月26日

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については親会社が一括管理する方針をとっております。基本的には「資産運用基準」に則り、原則として、安全かつ確実に効率のよい投資対象に対してのみ行うものとしております。

余剰資金は、流動性の高い金融商品、一定以上の格付けを保有する発行体の債券等安全性の高い金融商品、業務上の関係を有する企業の株式等に投資しております。また資金調達においては、原則として親会社での一元管理・調達の方針で、主に銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は、為替及び金利の変動リスクを回避する目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券と株式等でありますが、信用リスク、市場価格の変動リスク及び金利の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日です。また、外貨建て営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、売上債権管理基準に従い、営業債権の担当執行役員を与信管理責任者とする体制の下、営業部門は取引先毎に回収管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、経理部門においては、回収動向を常にチェックし、都度営業部門に対して、助言、督促を徹底しております。なお、連結子会社においても、当社と同様の管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、一定以上の格付けをもつ発行体のもの及び市場性ある証券のみを選定しており、信用リスクは僅少であります。また、当社是有価証券の購入に際し、金融資産運用に社内牽制機能を持たせるため、「金融資産運営審査チーム」が事前に審査しております。

デリバティブ取引については、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループの外貨建て営業債権債務及び金融債権債務等については、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、親会社で一元管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、金融商品の時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、把握した時価を有価証券管理明細で代表取締役及び担当取締役へ報告しております。

デリバティブ取引については、主に為替予約取引のみで、その他のデリバティブ取引については経理規程においてその取扱が制限されております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、グループ傘下の子会社を含め親会社で資金の一元管理を実施しており、各社の事業計画及びその後の実績に基づき、資金の流動性が確保されるように管理しております。また、親会社では、機動的に対応できる貸出コミットメント契約を締結しており、流動性リスクを回避する体制をとっております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	5,101,213	5,101,213	－
(2) 売掛金	1,577,852	1,577,852	－
(3) 投資有価証券 その他有価証券	148,816	148,816	－
(4) 買掛金	(1,058,640)	(1,058,640)	－

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金は短期に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については取引所の価格によっております。

(4) 買掛金

買掛金は短期に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	27,500
子会社株式	25,531

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	5,101,213	—	—
売掛金	1,577,852	—	—
合計	6,679,066	—	—

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪市に賃貸用駐車場を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸不動産にかかる賃貸損益は21,523千円であります。なお、賃貸収益は営業外収益（不動産賃貸料）に、賃貸費用は営業外費用（不動産賃貸費用）に計上しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
350,773	278,155

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価であります。

2 時価の算定方法

連結決算日における時価は、路線価等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	773円19銭
2. 1株当たり当期純利益	122円94銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	2,475,076	流動負債	939,064
現金及び預金	1,677,549	買掛金	628,126
売掛金	568,910	未払費用	109,264
前払費用	73,778	未払法人税等	140,000
繰延税金資産	14,851	預り金	44,514
その他	140,298	その他	17,158
貸倒引当金	△312		
固定資産	3,766,440	固定負債	262,842
有形固定資産	382,843	長期未払金	80,750
建物	12,290	退職給付引当金	167,078
車両運搬具	8,889	資産除去債務	15,014
工具、器具及び備品	10,890		
土地	350,773	負債合計	1,201,907
無形固定資産	33,235	(純 資 産 の 部)	
のれん	6,242	株主資本	5,007,551
ソフトウェア	24,362	資本金	243,937
その他	2,630	資本剰余金	233,937
投資その他の資産	3,350,361	資本準備金	233,937
投資有価証券	176,316	利益剰余金	5,550,255
関係会社株式	2,104,009	利益準備金	2,500
関係会社長期貸付金	706,500	その他利益剰余金	5,547,755
差入保証金	144,023	別途積立金	4,600,000
保険積立金	126,929	繰越利益剰余金	947,755
施設利用会員権	25,242	自己株式	△1,020,578
長期未収入金	3,366	評価・換算差額等	32,058
繰延税金資産	43,767	その他有価証券評価差額金	32,058
その他	23,572		
貸倒引当金	△3,366	純資産合計	5,039,609
資産合計	6,241,516	負債純資産合計	6,241,516

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年1月1日から)
(平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,336,795
売上原価	7,349,549
売上総利益	2,987,246
販売費及び一般管理費	2,280,730
営業利益	706,515
営業外収益	
受取利息	10,821
受取配当金	227,876
不動産賃貸料	26,296
為替差益	36,197
その他	11,951
営業外費用	
支払利息	1,360
不動産賃貸費用	4,773
支払手数料	10,171
その他	247
経常利益	16,553
特別利益	
固定資産売却益	92
投資有価証券売却益	102,259
税引前当期純利益	1,105,459
法人税、住民税及び事業税	271,265
法人税等調整額	△1,404
当期純利益	835,598

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
			利益 準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成29年1月1日残高	243,937	233,937	2,500	4,300,000	703,067	△1,020,526	4,462,915
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	△290,910	—	△290,910
別途積立金の積立	—	—	—	300,000	△300,000	—	—
当期純利益	—	—	—	—	835,598	—	835,598
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△52	△52
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	300,000	244,688	△52	544,636
平成29年12月31日残高	243,937	233,937	2,500	4,600,000	947,755	△1,020,578	5,007,551

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
平成29年1月1日残高		25,770	4,488,685
当期変動額			
剰余金の配当		—	△290,910
別途積立金の積立		—	—
当期純利益		—	835,598
自己株式の取得		—	△52
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		6,287	6,287
当期変動額合計		6,287	550,923
平成29年12月31日残高		32,058	5,039,609

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3～18年

車 両 運 搬 具 2～6年

工具、器具及び備品 3～12年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合当事業年度末要支給額から中小企業退職金共済制度による退職金の支給見込額を控除して計上しております。

4. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	112,578千円
2. 保証債務	

下記の連結子会社の買掛金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

フライングフィッシュ株式会社	5,049千円
3. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	91,418千円
長期金銭債権	706,500千円
4. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	122,066千円
5. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,100,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	3,100,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	342,496千円
仕入高	811,471千円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	10,643千円
受取配当金	223,001千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数	当期 増加株式数	当期 減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	1,000,988	31	－	1,001,019

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

 単元未満株買取による増加 31株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

流動資産

未払事業税等	7,980千円
未払費用	6,011千円
その他	858千円

繰延税金資産(流動)合計 14,851千円

繰延税金資産

固定資産

退職給付引当金	75,835千円
貸倒引当金	1,125千円
関係会社株式評価損	321,235千円
投資有価証券評価損	76千円
施設利用会員権評価損	6,156千円
資産除去債務	4,594千円
その他	9,701千円

小計 418,725千円

評価性引当額 △360,117千円

繰延税金負債との相殺額 △14,839千円

繰延税金資産(固定)合計 43,767千円

繰延税金負債

固定負債

資産除去債務に対応する除去費用	△704千円
その他有価証券評価差額金	△14,135千円

小計 △14,839千円

繰延税金資産との相殺額 14,839千円

繰延税金負債(固定)合計 -千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	PT. NTL NAIGAI TRANS LINE INDONESIA	直接 95.0% 間接 5.0%	役員の兼任2名	配当金の受取	51,734	—	—
子会社	上海内外特浪速運 輸代理有限公司	直接 100%	役員の兼任2名	配当金の受取	120,231	—	—
子会社	NTL-LOGISTICS (INDIA) PRIVATE LIMITED	直接 63.5% 間接 36.5%	役員の兼任1名	利息の受取 増資の引受	3,884 87,783	貸付金	282,500
子会社	フライングフィッ シュ株式会社	直接 100%	役員の兼任3名	貸付金の回収 増資の引受	650,000 600,000	—	—
子会社	内外銀山ロジステ ィクス株式会社	直接 70.0%	役員の兼任1名	利息の受取	6,417	貸付金	424,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受入れておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	519円71銭
2. 1株当たり当期純利益	86円17銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月14日

内外トランスライン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田	博信	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田	聡	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、内外トランスライン株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、内外トランスライン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年2月14日

内外トランスライン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田	博信	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田	聡	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、内外トランスライン株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査役会における審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、毎月定期的に監査役会を開催し、各監査役から活動状況、活動結果の報告を受けるとともに、監査役間で意見交換を行うほか、取締役等及び会計監査人から職務の執行状況に関して報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査室及び内部統制部門等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会、その他重要な会議に出席し、付議事案や報告事案に関して審議の経過や結果を把握いたしました。また、重要な決裁書類及び議事録等を閲覧し、本社、支店及び営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社に関しては、取締役会において定期的に子会社の活動報告を受けるとともに、子会社管掌取締役から経営管理の状況の説明を受け、必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。また、内部監査室から子会社に対して実施した監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)に関する取締役会決議の内容、及びその決議に基づく内部統制システムの構築及び運用の状況に関して、取締役等から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人から職務の執行状況、監査の方法、及び監査の結果に関して報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書、並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行は適正であり、その構築と運用に関しては、経営環境の変化に対応した取組みが継続的に行われているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月14日

内外トランスライン株式会社 監査役会

常勤監査役 長谷川 豊 印

監査役 川崎 裕朗 印

監査役 敏森 廣光 印

(注) 監査役 川崎 裕朗、同 敏森 廣光は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める
社外監査役であります。

以 上

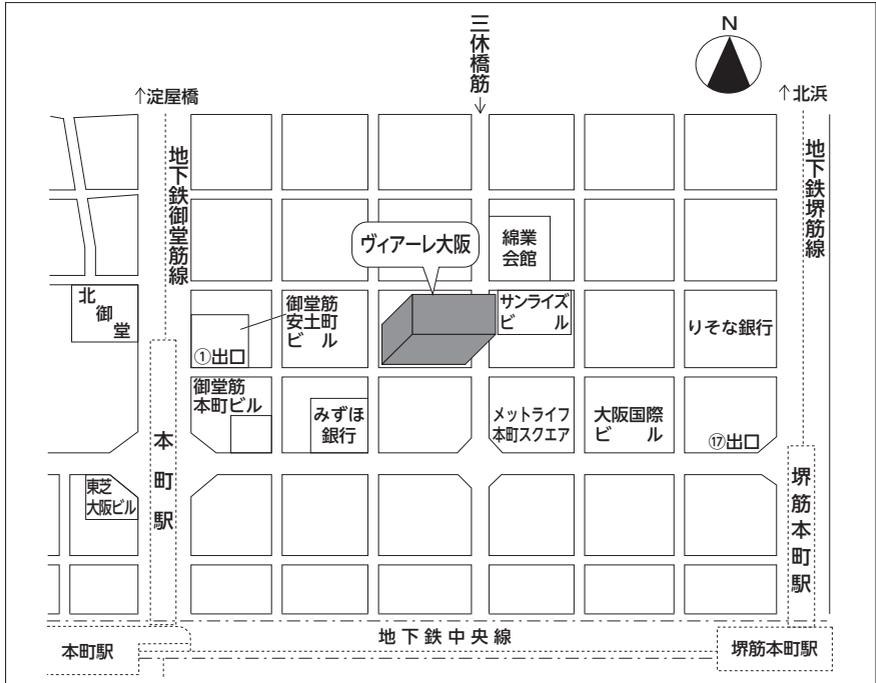
株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区安土町三丁目1番3号

ヴィアーレ大阪 2階

安土の間

(代表電話番号 06-4705-2411)



- ◎ 地下鉄御堂筋線 本町駅①番出口
東へ徒歩3分
- ◎ 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅⑱番出口
西へ徒歩5分
- ◎ 車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。